

湯河原町景観条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考																												
(<u>景観整備機構</u>の指定等) 第11条 法第92条第1項に規定する<u>景観整備機構</u>（以下「機構」という。）の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>景観整備機構指定申請書</u>（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。 (1) (略) ― (5) (略) 2 町長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその適否を決定し、<u>景観整備機構指定等通知書</u>（様式第9号）により申請者に通知するものとする。 3 法第92条第3項の規定による変更の届出は、<u>景観整備機構変更届出書</u>（様式第10号）により行うものとする。 4 法第95条第3項の規定による<u>機構</u>の指定の取消しは、<u>景観整備機構指定取消通知書</u>（様式第11号）によるものとする。 様式第8号 <table><tr><td colspan="2">様式第8号（第11条関係） <u>景観整備機構指定申請書</u> （略）</td></tr><tr><td colspan="2">景観法第92条第1項の規定による<u>景観整備機構</u>の指定を受けたいので、湯河原町景観条例施行規則第11条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。</td></tr><tr><td><u>景観整備機構</u>の名称</td><td></td></tr><tr><td><u>景観整備機構</u>の住所又は事務所の所在地</td><td></td></tr><tr><td><u>景観整備機構</u>として行おうとする業務の内容</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	様式第8号（第11条関係） <u>景観整備機構指定申請書</u> （略）		景観法第92条第1項の規定による <u>景観整備機構</u> の指定を受けたいので、湯河原町景観条例施行規則第11条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。		<u>景観整備機構</u> の名称		<u>景観整備機構</u> の住所又は事務所の所在地		<u>景観整備機構</u> として行おうとする業務の内容		（略）		（略）		(<u>景観整備推進法人</u>の指定等) 第11条 法第92条第1項に規定する<u>景観整備推進法人</u>（以下「推進法人」という。）の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>景観整備推進法人指定申請書</u>（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。 (1) (略) ― (5) (略) 2 町長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその適否を決定し、<u>景観整備推進法人指定等通知書</u>（様式第9号）により申請者に通知するものとする。 3 法第92条第3項の規定による変更の届出は、<u>景観整備推進法人変更届出書</u>（様式第10号）により行うものとする。 4 法第95条第3項の規定による<u>推進法人</u>の指定の取消しは、<u>景観整備推進法人指定取消通知書</u>（様式第11号）によるものとする。 様式第8号 <table><tr><td colspan="2">様式第8号（第11条関係） <u>景観整備推進法人指定申請書</u> （略）</td></tr><tr><td colspan="2">景観法第92条第1項の規定による<u>景観整備推進法人</u>の指定を受けたいので、湯河原町景観条例施行規則第11条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。</td></tr><tr><td><u>景観整備推進法人</u>の名称</td><td></td></tr><tr><td><u>景観整備推進法人</u>の住所又は事務所の所在地</td><td></td></tr><tr><td><u>景観整備推進法人</u>として行おうとする業務の内容</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	様式第8号（第11条関係） <u>景観整備推進法人指定申請書</u> （略）		景観法第92条第1項の規定による <u>景観整備推進法人</u> の指定を受けたいので、湯河原町景観条例施行規則第11条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。		<u>景観整備推進法人</u> の名称		<u>景観整備推進法人</u> の住所又は事務所の所在地		<u>景観整備推進法人</u> として行おうとする業務の内容		（略）		（略）		
様式第8号（第11条関係） <u>景観整備機構指定申請書</u> （略）																														
景観法第92条第1項の規定による <u>景観整備機構</u> の指定を受けたいので、湯河原町景観条例施行規則第11条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。																														
<u>景観整備機構</u> の名称																														
<u>景観整備機構</u> の住所又は事務所の所在地																														
<u>景観整備機構</u> として行おうとする業務の内容																														
（略）																														
（略）																														
様式第8号（第11条関係） <u>景観整備推進法人指定申請書</u> （略）																														
景観法第92条第1項の規定による <u>景観整備推進法人</u> の指定を受けたいので、湯河原町景観条例施行規則第11条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。																														
<u>景観整備推進法人</u> の名称																														
<u>景観整備推進法人</u> の住所又は事務所の所在地																														
<u>景観整備推進法人</u> として行おうとする業務の内容																														
（略）																														
（略）																														

現 行	改 正 後	備 考																				
様式第 9 号 様式第 9 号（第11条関係） 景観整備機構指定等通知書 （略） 年 月 日付けで申請のあった<u>景観整備機構</u>の指定については、次のとおり決定しましたので、湯河原町景観条例施行規則第11条第 2 項の規定により通知します。 <table><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td><u>景観整備機構</u>の名称</td><td></td></tr><tr><td><u>景観整備機構</u>の住所又は事務所の所在地</td><td></td></tr><tr><td><u>景観整備機構として</u>行おうとする業務の内容</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	（略）		<u>景観整備機構</u> の名称		<u>景観整備機構</u> の住所又は事務所の所在地		<u>景観整備機構として</u> 行おうとする業務の内容		（略）		様式第 9 号 様式第 9 号（第11条関係） 景観整備推進法人指定等通知書 （略） 年 月 日付けで申請のあった<u>景観整備推進法人</u>の指定については、次のとおり決定しましたので、湯河原町景観条例施行規則第11条第 2 項の規定により通知します。 <table><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td><u>景観整備推進法人</u>の名称</td><td></td></tr><tr><td><u>景観整備推進法人</u>の住所又は事務所の所在地</td><td></td></tr><tr><td><u>景観整備推進法人として</u>行おうとする業務の内容</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	（略）		<u>景観整備推進法人</u> の名称		<u>景観整備推進法人</u> の住所又は事務所の所在地		<u>景観整備推進法人として</u> 行おうとする業務の内容		（略）		
（略）																						
<u>景観整備機構</u> の名称																						
<u>景観整備機構</u> の住所又は事務所の所在地																						
<u>景観整備機構として</u> 行おうとする業務の内容																						
（略）																						
（略）																						
<u>景観整備推進法人</u> の名称																						
<u>景観整備推進法人</u> の住所又は事務所の所在地																						
<u>景観整備推進法人として</u> 行おうとする業務の内容																						
（略）																						
様式第10号 様式第10号（第11条関係） 景観整備機構変更届出書 （略） 年 月 日第 号により指定を受けた<u>景観整備機構</u>に変更が生じたため、湯河原町景観条例施行規則第11条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。 <table><tr><td><u>景観整備機構</u>の名称</td><td></td></tr><tr><td><u>景観整備機構</u>の住所又は事務所の所在地</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	<u>景観整備機構</u> の名称		<u>景観整備機構</u> の住所又は事務所の所在地		（略）		様式第10号 様式第10号（第11条関係） 景観整備推進法人変更届出書 （略） 年 月 日第 号により指定を受けた<u>景観整備推進法人</u>に変更が生じたため、湯河原町景観条例施行規則第11条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。 <table><tr><td><u>景観整備推進法人</u>の名称</td><td></td></tr><tr><td><u>景観整備推進法人</u>の住所又は事務所の所在地</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	<u>景観整備推進法人</u> の名称		<u>景観整備推進法人</u> の住所又は事務所の所在地		（略）										
<u>景観整備機構</u> の名称																						
<u>景観整備機構</u> の住所又は事務所の所在地																						
（略）																						
<u>景観整備推進法人</u> の名称																						
<u>景観整備推進法人</u> の住所又は事務所の所在地																						
（略）																						
様式第11号 様式第11号（第11条関係） 景観整備機構指定取消通知書 （略） 景観法第95条第 3 項の規定により<u>景観整備機構</u>の指定を取り消しましたので、湯河原町景観条例施行規則第11条第 4 項の規定により通知します。 <table><tr><td><u>景観整備機構</u>の名称</td><td></td></tr><tr><td><u>景観整備機構</u>の住所又は事務所の所在地</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	<u>景観整備機構</u> の名称		<u>景観整備機構</u> の住所又は事務所の所在地		（略）		様式第11号 様式第11号（第11条関係） 景観整備推進法人指定取消通知書 （略） 景観法第95条第 3 項の規定により<u>景観整備推進法人</u>の指定を取り消しましたので、湯河原町景観条例施行規則第11条第 4 項の規定により通知します。 <table><tr><td><u>景観整備推進法人</u>の名称</td><td></td></tr><tr><td><u>景観整備推進法人</u>の住所又は事務所の所在地</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> 附 則 （施行期日） 1 この規則は、都市再生特別措	<u>景観整備推進法人</u> の名称		<u>景観整備推進法人</u> の住所又は事務所の所在地		（略）										
<u>景観整備機構</u> の名称																						
<u>景観整備機構</u> の住所又は事務所の所在地																						
（略）																						
<u>景観整備推進法人</u> の名称																						
<u>景観整備推進法人</u> の住所又は事務所の所在地																						
（略）																						

現 行	改 正 後	備 考
	置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。	